



さいたま市

低所得者支援給付金及び定額減税補足給付金のご案内

物価高騰による市民の負担軽減を図るため、

I.低所得者支援給付金 II.定額減税補足給付金 2種類の給付金を支給します。

I.低所得者支援給付金

支給対象

令和6年6月3日時点でさいたま市に住民登録があり、以下の①または②に該当する世帯

- ①新たに令和6年度住民税が非課税となる世帯
- ②新たに令和6年度住民税が均等割のみ課税(定額減税適用前)となる世帯

※次のいずれかにあてはまる場合は給付金の対象外です。

- 令和5年度住民税が非課税または均等割のみ課税世帯への給付金の対象であった世帯、および当該世帯の世帯主であった者を含む世帯
- 世帯の全員が、令和6年度住民税が課されている親族等の扶養を受けている世帯
- 租税条約による免除の適用を受けた結果、住民税が非課税または均等割のみ課税となった者を含む世帯

支給額

1世帯当たり**10万円**

支給時期

令和6年8月から順次

※申請が必要な方は、審査があるため、市が受理してから1~2か月後に支給となります。

支給手続き

対象世帯には**支給決定通知書**または**給付金確認書**が送付されます。

■ 支給決定通知書が送付された方 (手続き不要)

支給決定通知書に記載されている振込先に給付金が支給されます。

※世帯主がマイナンバーカードで公金受取口座を設定している場合は公金受取口座に支給されます。

■ 給付金確認書が送付された方 (返送必要)

給付金確認書に必要事項を記入して、添付書類とともにご提出ください。

※支給決定通知書・給付金確認書が届かない方 ⇒ 給付金申請書の提出が必要(申請必要)

世帯状況によっては、上記書類が送付されない場合があります。お手数ですがコールセンター(裏面参照)にご連絡ください。

申請書は市ホームページ、コールセンター、各区役所内の申請サポート窓口で取得できます。申請書に必要事項を記入して、添付書類とともに郵送または各区役所内の申請サポート窓口にてご提出ください。

申請期限は**令和6年9月30日(月)**です。(消印有効)

II. 定額減税補足給付金

支給対象

令和6年度住民税がさいたま市で課税されており、**定額減税しきれないと見込まれる方**

※令和5年中の合計所得金額が1,805万円を超える方は対象外です。

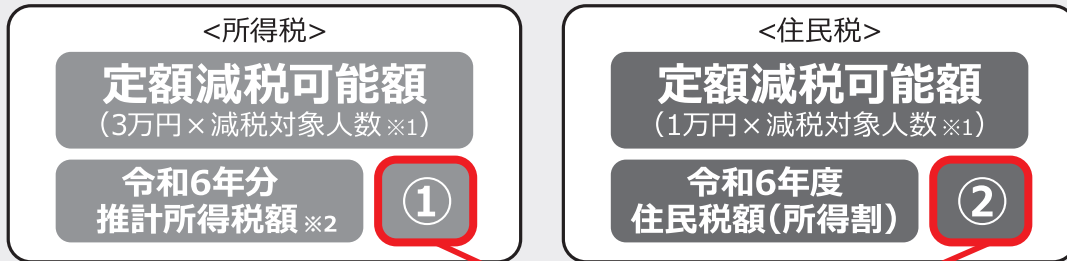
支給額

定額減税しきれないと見込まれる額…**①+②の合算額** (1万円単位で切り上げる)

① 所得税の定額減税可能額 - 令和6年分推計所得税額 ※2 (① < 0の場合 は 0)

② 住民税の定額減税可能額 - 令和6年度住民税額 (所得割) (② < 0の場合 は 0)

※令和6年6月10日時点の課税情報から、支給額を算定します。



$$\text{支給額} = \text{①} + \text{②}$$

例 ①+②=12,000円の場合、20,000円が支給されます。

※1 減税対象人数 = 納税者本人 + 控除対象配偶者 + 扶養親族 (16歳未満の扶養親族を含む) の数
なお、「控除対象配偶者」「扶養親族」について、国外居住者は対象外です。

※2 令和6年分推計所得税額とは、令和6年度住民税の課税情報をもとに国が作成した算定ツールを使用して、令和6年分の所得税額を推計で算定するものです。
令和6年分所得税額が判明した際に不足が生じた場合は、当該不足額を令和7年以降に追加給付予定です。

支給時期

令和6年8月から順次

支給手続き

対象者には**支給決定通知書**または**給付金確認書**が送付されます。

■ 支給決定通知書が送付された方 (手続き不要)

支給決定通知書に記載されている振込先に給付金が支給されます。

※定額減税対象者がマイナンバーカードで公金受取口座を設定している場合は公金受取口座に支給されます。

■ 給付金確認書が送付された方 (返送必要)

給付金確認書に必要事項を記入して、添付書類とともにご提出ください。

申請期限は **令和6年9月30日(月)** です。(消印有効)



低所得者支援給付金及び定額減税補足給付金を騙った
「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください!

市や内閣府などを騙る不審な電話や郵便があった場合は、最寄りの警察署が警察相談専用電話 (#9110)にご連絡ください。



「低所得者支援給付金及び定額減税補足給付金」のお問合せ

低所得者支援給付金及び定額減税補足給付金コールセンター

【(土・日曜日、祝・休日含む) 9時~17時】

電話 0120-178-222 FAX 0120-666-513

低所得者支援給付金及び定額減税補足給付金申請サポート窓口(各区役所内)

【6月28日(金)~9月30日(月) (土・日曜日、祝・休日除く) 9時~17時】

